

# 妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを実施 子育て世代包括支援センターを開設します

市では、平成30年4月から、「子育て世代包括支援センター」を市民健康課および子育て支援課に開設します。

「子育て世代包括支援センター」では、母子健康手帳交付時、すべての妊婦を対象に保健師等が面談を行います。また、妊娠・出産・育児に関する相談などにも応じ、妊娠期から子育て期において切れ目のないサポートを実施します。

問 市民健康課（保健センター内） ☎978-3511、子育て支援課（市役所第二庁舎2階） ☎963-9165

## 母子健康手帳の交付について

母子健康手帳の交付は4月から「子育て世代包括支援センター」が開設される市民健康課（保健センター内）と、子育て支援課（市役所第二庁舎2階）の2カ所になります。市民課（市役所本庁舎1階）、北部・南部出張所では母子健康手帳の交付を行いませんので、ご注意ください。



## 主な事業内容

子育て世代包括支援センターでは、下記のような事業を行います。

- 母子健康手帳の交付および面談



- 関係機関が把握する情報の集約



- 適切な関係機関やサービスの紹介

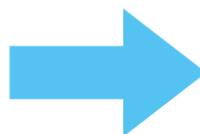


- 妊娠・出産・子育てに関する相談や訪問など



このようなときにご利用ください

- ・初めての出産で不安がある
- ・子育てについて相談したい
- ・子育てに関する施設やサービスを教えてほしい



窓口での相談や、訪問による支援を実施します

## 支援の仕組み



①相談

③訪問・支援

### 子育て世代包括支援センター



②連携

### 関係機関

- ・医療機関
- ・子育て支援機関
- ・児童相談所
- ・保健所 等



市役所内の証明書自動交付機は、7月31日(火)で運用を終了します。今後は証明書のコンビニ交付をご利用ください。コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。

＜マイナンバーカードの申請方法＞ 通知カードから中央の個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書を切り離し、縦4・5センチ×横3・5センチの顔写真を貼り、同封の封筒でご郵送ください。マイナンバーカード総合サイト (<http://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>) からも申請できます。申請書を

**証明書自動交付機は運用を終了します**  
マイナンバーカードをご申請ください

無くした方や、名前や住所が変わった方には新しい申請書をお渡ししますので、本人確認書類を持って市民課マイナンバー担当または北部・南部出張所へお越しください。

＜受け取り方法＞ 市役所から案内を郵送します。必要書類などを確認のうえ、必ず本人がお越しください。あらかじめ日時を予約するとスムーズにお渡しできます。申請からお渡しまでは約1カ月かかります。

問 市民課マイナンバー担当（本庁舎1階） ☎940-8604

3月定例会が2月21日から市役所議場で開かれています。日程は次のとおりです。

2月21日 開会  
平成30年度施政方針および教育行政方針の説明、市長提出議案の説明

22日～23日 議案調査のため  
休会

24日～25日 休日のため休会

26日 議案調査のため休会

27日～28日 市政に対する代表質問

3月1日 市政に対する代表質問、市長提出議案の質疑、予算特別委員会の設置および委員の選任

2日 予算特別委員会

3日～4日 休日のため休会

5日～8日 予算特別委員会

9日 各常任委員会

10日～11日 休日のため休会

12日～14日 各常任委員会

15日 議案調査のため休会

16日 質疑・討論・採決  
閉会

問 日程について：議会事務局 ☎963-9261、議案について：法務課 ☎963-9130

**3月議会が開かれています**